



目次	
3	1
納税について……………4面	市民税・県民税について 軽自動車税について…1・2面
	2
	固定資産税・ 都市計画税について…3面

市民の皆さんが安心して豊かな生活を送るために、市では福祉、衛生、教育、土木、消防など日常生活に密接する様々なサービスや事業を行っています。そして、このための費用には皆さんに納めていただく税金が充てられます。

市税は、お互いに支えあうまちづくりの実現のためになくてはならない「会費」のような存在です。この税特集号ではそんな市税の情報を皆さんにお伝えしていきます。この機会に是非、税金について改めて考えてみましょう！

申告や納付など、税金に関する
手続きは忘れずに行いましょう！



どんなものに税金が使われているの？



ごみ処理費



教育費



土木費



消防費



私たちの生活に
欠かせないもの
ばかりだね！

その通り！
だからこそ、正しく
税金を納める必要
があるね。



◆市民税・県民税について

問 市民税課 個人課税係 ☎048-922-1042

市 民税・県民税とは

市民税・県民税は一般に『住民税』と呼ばれ、その年の1月1日にお住まいの自治体に納付します。

税額は前年の1月から12月までの所得に基づいて計算されます。

所得の状況が市役所で把握できない場合、(非)課税証明書の発行や、必要な一部行政サービスに影響がある場合がありますので次ページの【～私は申告するの？しないの？～】をみて、ぜひこの機会に、申告の必要があるか確認してみましょう。

■前年中、収入が無かった方は、申告義務はありませんが、収入が無かったという内容の市民税・県民税申告をしていただくようご案内をしています。なお、失業保険、遺族年金、障害年金は受給していても収入が無かったものと同じ扱いになります。



所 得 と は

収入とはちがうの？



収入から必要経費を引いた残りの金額のことです。
給与や公的年金等の場合は、決められた計算式により所得を求めます。複数の種類の収入がある人は、それぞれ別々に所得を求めたのちに、所得を合算します。

所得の求め方

収入

－

必要経費

=

所得

草加市 所得の求め方

検索

ホームページに、給与・公的年金等の所得金額の計算式を掲載しています



■所得税の申告が必要な方は、確定申告をしてください。確定申告が必要かどうかについては、川口税務署（☎048-252-5141）までお問い合わせください。なお、確定申告書を提出された方は、市民税・県民税の申告は必要ありません。